

あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)

平成14年6月14日
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齡化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齡者の保有する資産(金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む)が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方(生前贈与の円滑化)を検討すべきである。

(3) 贈与税の改革の方向性

① 相続税・贈与税の一体化

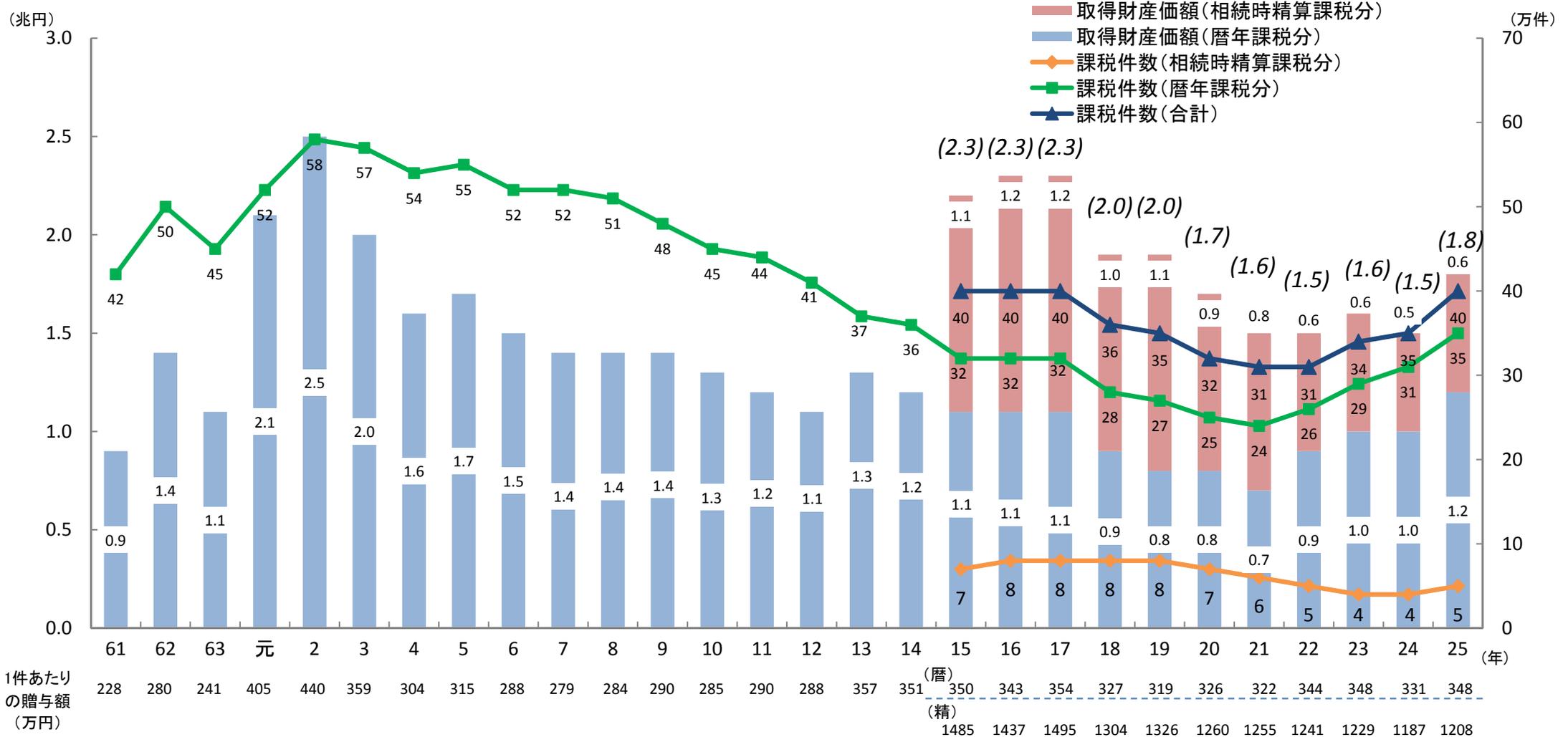
高齡化社会の到来につれ、生前贈与の社会的要請も根強い。かかる観点から、相続税・贈与税の累積課税化も含め、両者を一体化する方向で検討する。

累積課税化の方法は、一生累積課税方式と一定期間累積課税方式の二つに大別されるが、いずれの方式も、納税者、執行当局の双方に財産の長期管理を要求する仕組みである。したがって適正な執行を確保する上では、その導入に当たり執行当局のより一層の機械化の推進、立証責任の転換や除斥期間・時効の延長等の検討、納税者番号制度の導入など、長期にわたる財産移転の記録、確認、名寄せ・突合等が可能となる環境整備が必要不可欠となる。

それまでは、二つの累積課税方式のいずれについても完全な形で実施することはできない。生前贈与の必要性の程度、国民の財産保有のあり方等を踏まえ、今後、累積課税のための仕組みをどのように整備していくのかを検討すべきであろう。これにあわせ、次世代への資産移転の時期の選択に対して中立性を重視する観点等から贈与税を見直すことの必要性を踏まえれば、暫定的な措置の導入を検討すべきである。

なお、相続税・贈与税の一体化や暫定的な措置の検討に当たっては、贈与を管理する期間が長期にわたること等により、一部の資産家を中心に計画的な租税回避行為を誘発するおそれや、執行の困難性に伴う課税の脱漏のおそれがあることを踏まえ、十分な方策を講じる必要がある。

贈与税の課税状況の推移



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 上記の計数には、次の計数は含まれていない。

- ① 「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の数
- ② 「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例の適用を受けた者の数

【住宅取得等資金】

	21年分	22年分	23年分	24年分	25年分
申告件数(万件)	4.1	7.1	7.4	7.2	7.5
住宅取得等資金の金額(億円)	3,687	7,765	6,709	7,858	6,587
非課税とされた金額(億円)	1,918	7,199	5,966	7,291	5,767

(国税庁発表)

【教育資金】

	25年分
契約数(万件)	5.4
信託財産設定額(億円)	3,557

(信託協会発表)

(信託以外にも、都市銀行等で利用実績あり。)

税制抜本改革法(平成24年法律第68号)(抄)

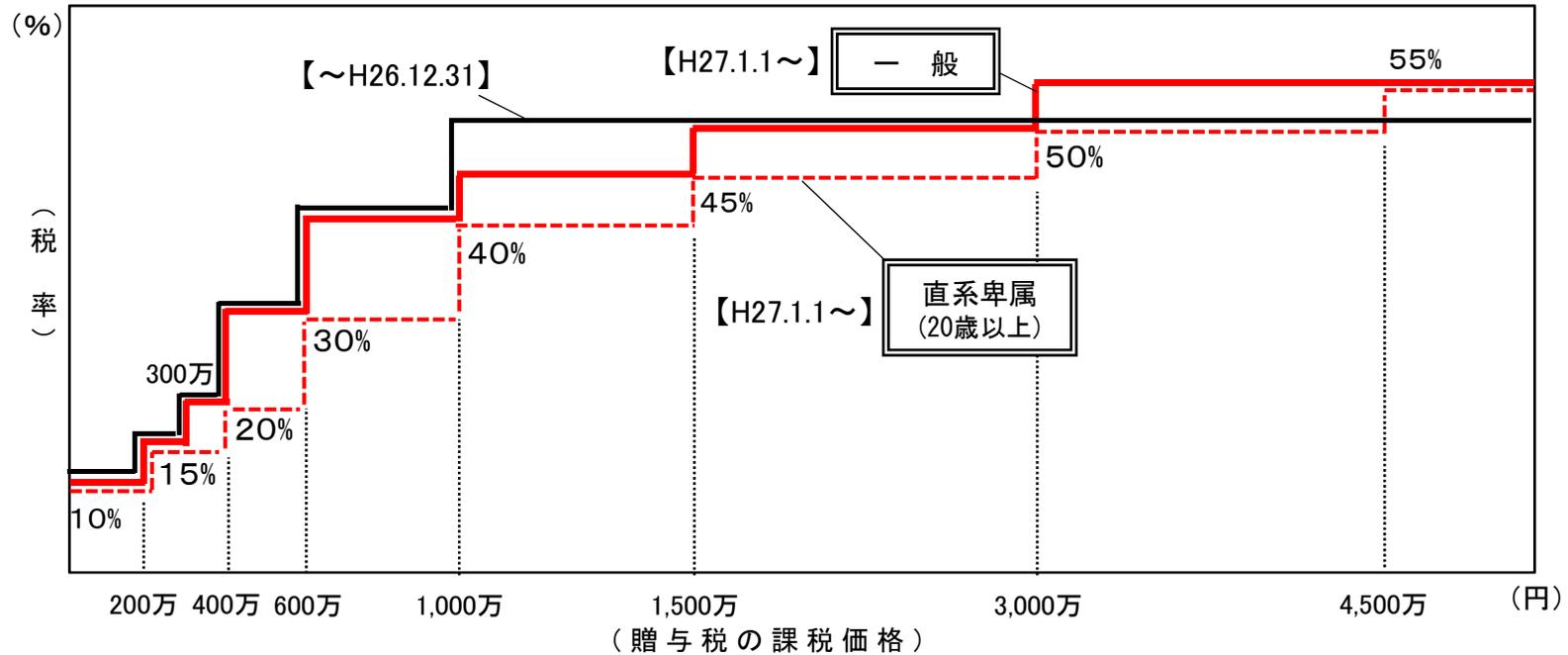
附 則

(資産課税に係る措置)

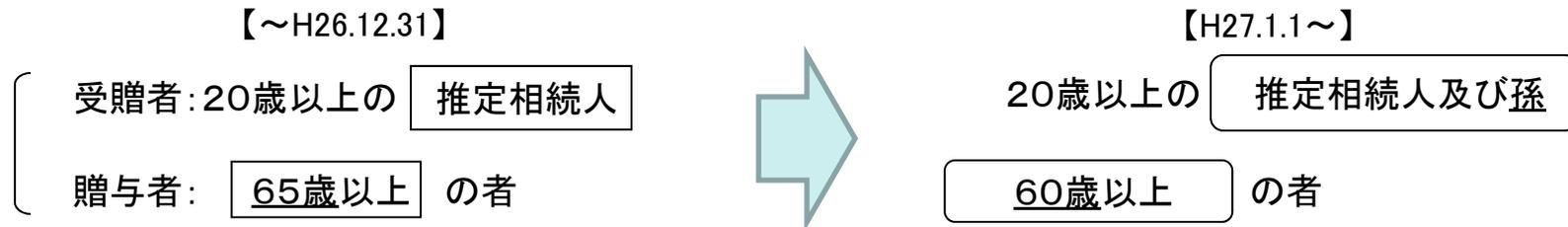
第二十一条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

贈与税の見直し【平成25年度税制改正】

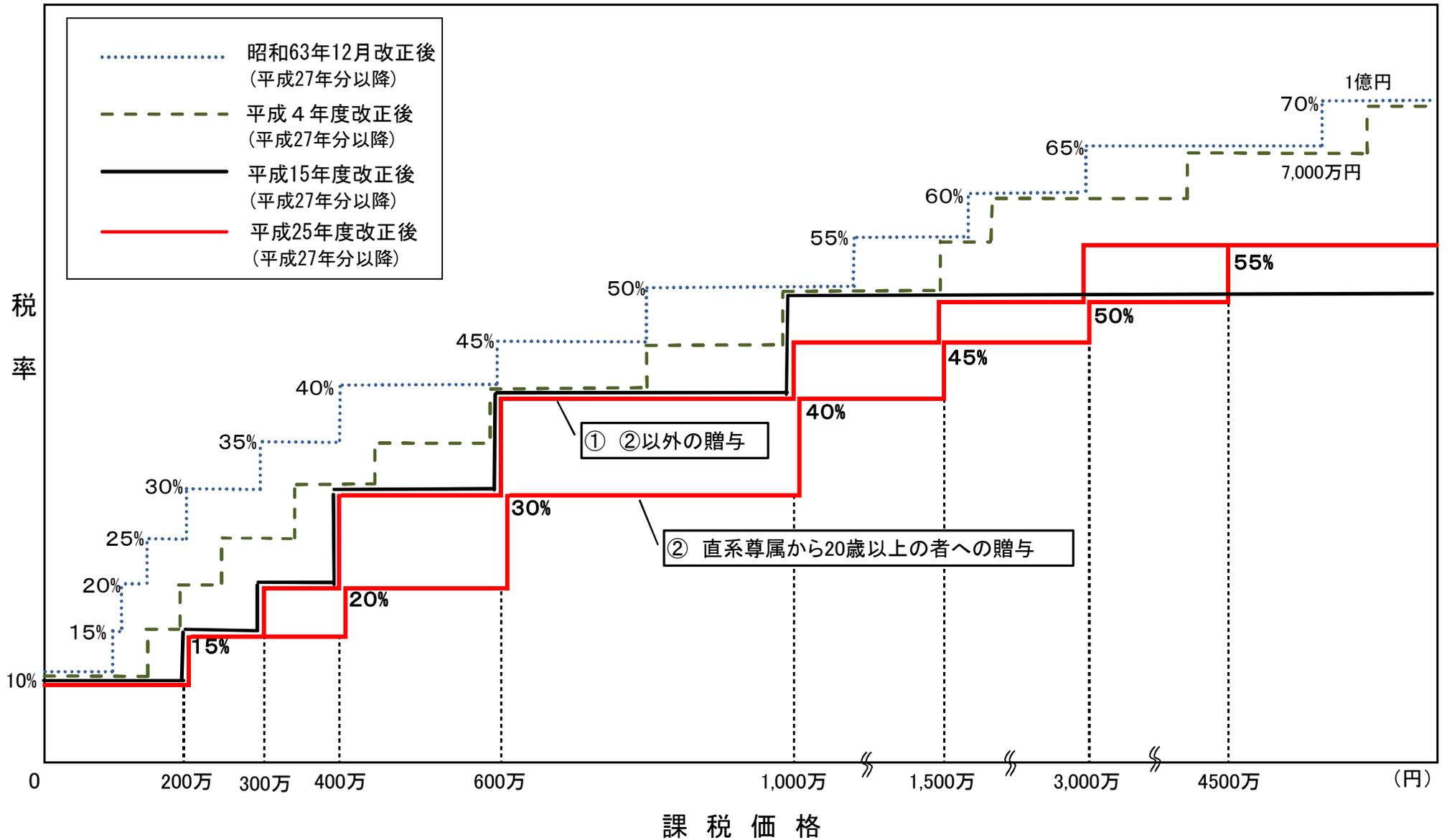
① 税率構造の緩和(暦年課税) : 子や孫等への税率を緩和



② 相続時精算課税制度の対象者の見直し : 孫への生前贈与をさらに行いやすくする



最近における贈与税の税率構造の推移



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の概要

○ 非課税枠

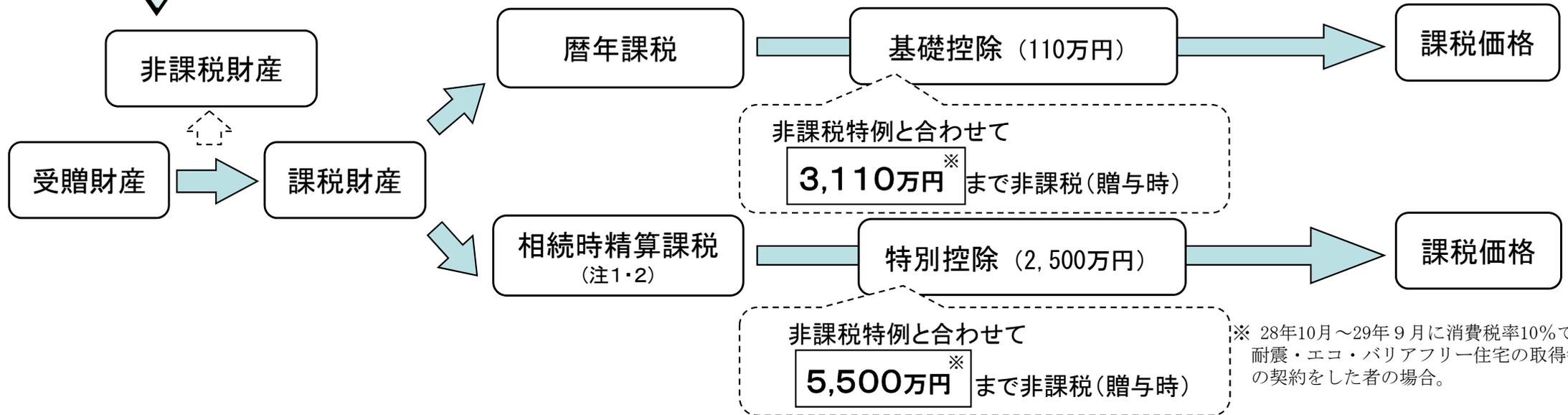
(単位：万円)

住宅取得等の 契約の締結期間	～H27.12	H28.1～ H28.9	H28.10～ H29.9	H29.10～ H30.9	H30.10～ H31.6
消費税率10%で 住宅取得等の契約をした者	—	—	3,000	1,500	1,200
上記以外の者	1,500	1,200	1,200	1,000	800

- 受贈者：20歳以上の者
合計所得金額2,000万円以下
- 贈与者：受贈者の直系尊属(年齢要件なし)
- 暦年課税適用者と相続時精算課税適用者の双方が利用可能

※上記は、良質な住宅用家屋（耐震・省エネ・バリアフリーの基準を満たした住宅）向けの非課税枠。
上記以外の一般住宅の非課税枠は500万円減。（例：28年10月～29年9月に消費税率10%で住宅取得等の契約をした者であれば、2,500万円）
(良質な住宅用家屋の範囲)

- ・耐震住宅・・・耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅（柱・屋根の接合部強化、基礎の強化 等）
- ・エコ住宅・・・断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の住宅（窓は複層ガラス・二重サッシの住宅、太陽光パネル等の導入 等）
- ・バリアフリー住宅・・・高齢者等配慮対策等級3以上の住宅（手すりの設置、床の段差が小さい 等）



※ 28年10月～29年9月に消費税率10%で耐震・エコ・バリアフリー住宅の取得等の契約をした者の場合。

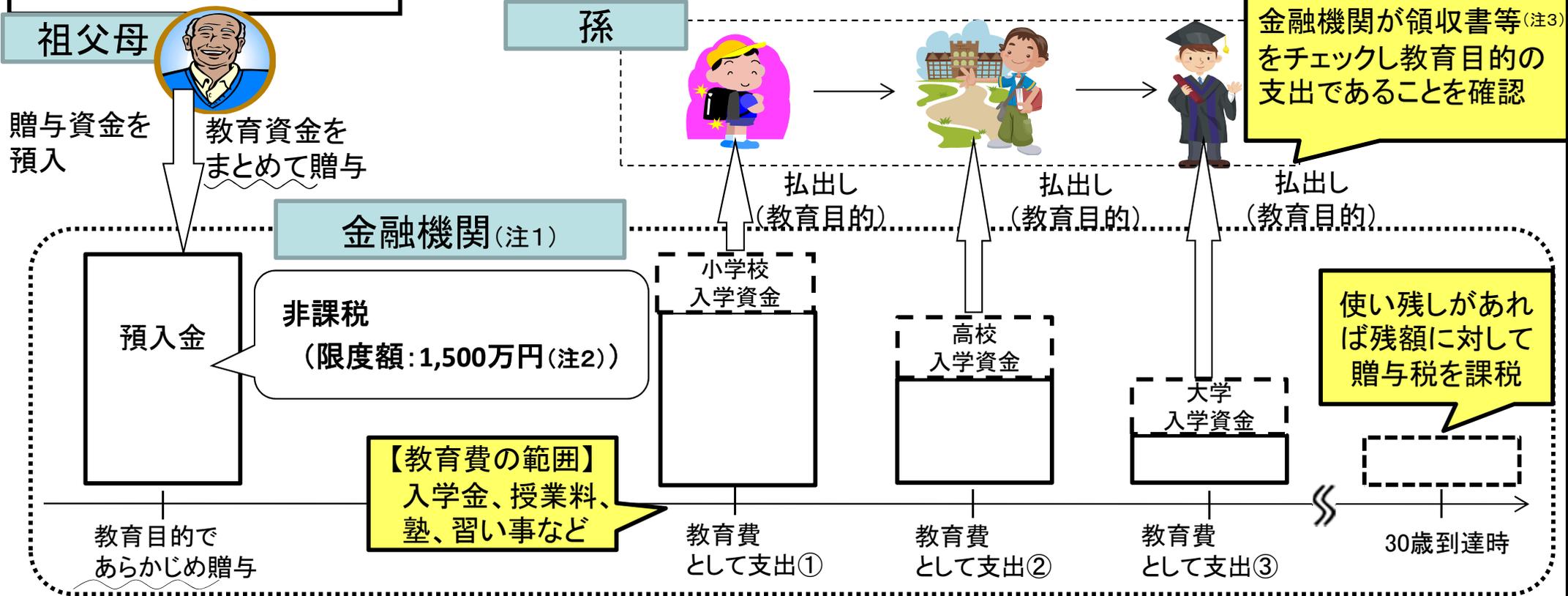
- (注1) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、31年6月末まで継続。
(注2) 相続時精算課税を選択した場合、相続時に他の相続財産と合わせて相続財産として相続税で精算する必要がある。
(注3) 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 祖父母(贈与者)は、金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(注2)を非課税とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等(注3)をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。

制度の流れ



(注)1 金融機関とは、信託会社(信託銀行を含む。)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。(実際に商品を提供するかどうかは、個々の金融機関の判断)

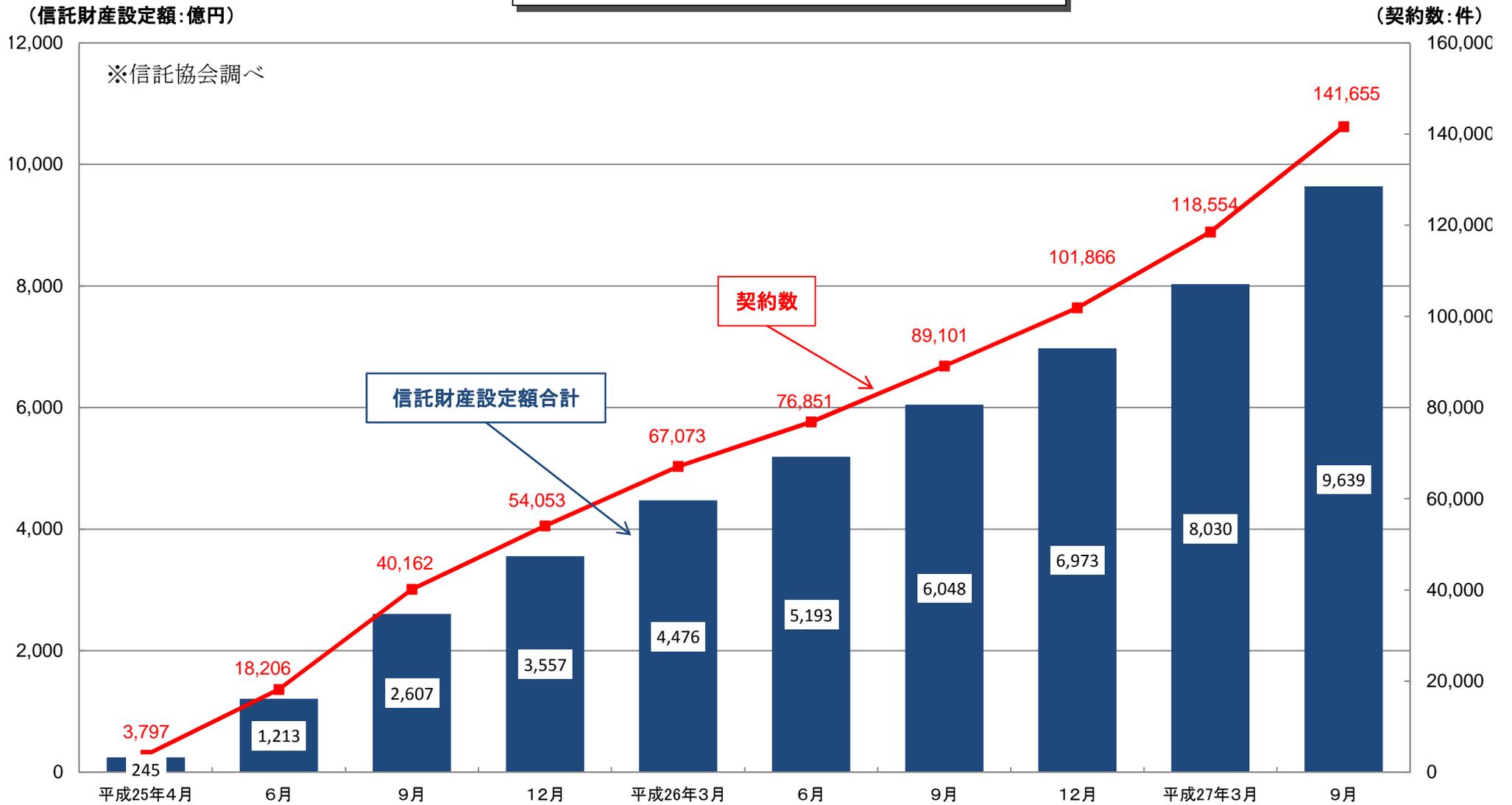
2 学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。

3 支払金額が少額の場合には、領収書等の提出に代えて、支払金額や支払先等をまとめて記載した明細書を提出することができる。(平成28年以降に提出するものに限る。)

4 贈与者の死亡前3年以内に教育資金の一括贈与が行われた場合であっても、その贈与された金銭等の価額は相続税の課税価格に加算されない(3年内贈与加算の適用除外)。

(参考)平成27年9月末時点の実績 契約件数: 14万1,655件、信託財産設定額: 約9,639億円

教育資金贈与信託の受託状況



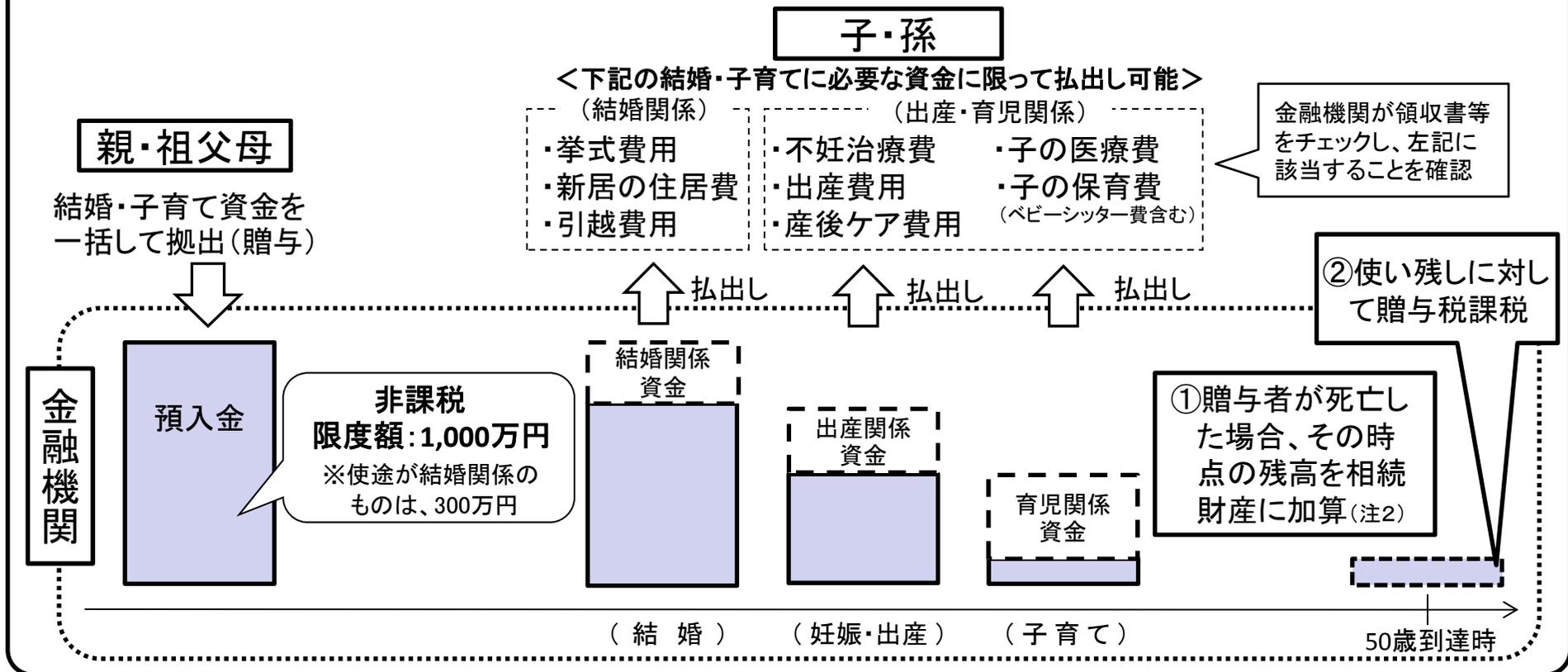
※信託以外にも、都市銀行等で教育資金贈与の利用実績がある。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- ◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する(平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置)。

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(20歳～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成27年3月13日

衆議院・財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

（略）

- 一 税制のあり方については、目下のデフレ脱却・経済再生に向けた対応とともに、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行うこと。

主要国における贈与税の概要

(2015年1月現在)

		日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者		受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	20%	18%	20% ^(注5)	7%	5% 続柄の親疎により、税率は3種類(最高税率50%) ^(注7) 。
	最高税率	55% ^(注1)		40%		30%	
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1	12	1	7	
累積制度		なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分) ^(注8)
相続財産への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分 ^(注8)
基礎控除等		基礎控除 ^(注2) : 110万円	特別控除 ^(注2) : 2,500万円	(年間) 14,000ドル/受贈者 (162万円) (生涯累積: 遺産税と共通) ^(注4) 543万ドル(6.3億円)	(年間) ^(注6) 3,000ポンド (55万円) (7年累積) 32.5万ポンド (5,948万円)	(10年累積) ・配偶者: 50万ユーロ (7,250万円) ・子: 40万ユーロ (5,800万円) 等	(15年累積) ^(注8) ・配偶者: 80,724ユーロ (1,170万円) ・直系血族 ^(注9) : 10万ユーロ (1,450万円) 等

(注1) 直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) アメリカでは、遺産税の計算において、過去全ての贈与の額を累積的に合算して遺産税額を計算するところ、贈与税と遺産税に共通的な控除として543万ドル(6.3億円)の控除が認められている。当該控除枠が贈与税に充てられた場合、その分だけ遺産税に充てられる控除額は減少することとなる。なお、配偶者等に対する贈与は免税。

(注5) イギリスでは、贈与税と相続税は同一の税目(Inheritance Tax)であり、贈与のうち信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間贈与等については贈与時には課税されない(双方とも、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、別途、課税される)。

(注6) イギリスでは、年間基礎控除の残額は翌年度にのみ繰り越すことができる。なお、配偶者等に対する贈与は免税。

(注7) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

(注8) フランスでは、2012年第2次修正予算法における税制改正により、8月17日以降の贈与について、直系血族に係る基礎控除額が159,325ユーロ(2,151万円)から100,000ユーロ(1,350万円)に引き下げられ、生前贈与の累積年数が10年から15年に延長された。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成26年(2014年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。